

アマミヤマシギ
保護増殖事業 10 ヶ年実施計画
(2024 年度－2033 年度)

令和 6 年 4 月

環境省沖縄奄美自然環境事務所

アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画

(2024 年度－2033 年度)

1. 背景

(1) 生態及び生息状況

アマミヤマシギ *Scolopax mira* は、南西諸島の一部に分布するシギ科の鳥類である。奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島及び徳之島にまとまった個体数が生息・繁殖している。喜界島、沖永良部島、与論島及び沖縄諸島のいくつかの島でも観察されているが、繁殖は確認されていない。

本種は、主にスダジイ等の優占する森林に生息するが、耕作地などでも確認されている。ミミズなど土壌動物を主食とするため、地上にいることが多い。営巣・抱卵も地上で行われる。

個体数推定の結果、令和3（2021）年度末時点で奄美大島 7,520-26,247 個体、加計呂麻島 309-1,083 個体、徳之島 407-3,840 個体と推定された（環境省 2022）。

(2) 法的位置づけ等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

- ・平成5（1993）年に国内希少野生動植物種に指定
- ・平成11（1999）年に保護増殖事業計画を策定

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- ・昭和40（1965）年に生息地の一部が国指定湯湾岳鳥獣保護区に指定

○文化財保護法

- ・昭和43（1968）年に生息地の一部である神屋・湯湾岳が国の天然記念物に指定

○自然公園法

- ・平成29（2017）年に生息地の一部が奄美群島国立公園に指定

○その他

- ・IUCN レッドリスト（1994）において Vulnerable (VU) として掲載
- ・IUCN レッドリスト（1996）において Vulnerable (VU) として掲載
- ・IUCN レッドリスト（2000）において Vulnerable (VU) として掲載
- ・IUCN レッドリスト（2004）において Vulnerable (VU) として掲載
- ・IUCN レッドリスト（2008）において Vulnerable (VU) として掲載
- ・IUCN レッドリスト（2009）において Vulnerable (VU) として掲載
- ・IUCN レッドリスト（2012）において Vulnerable (VU) として掲載
- ・IUCN レッドリスト（2016）において Vulnerable (VU) として掲載

- ・環境庁レッドリスト（1991）において絶滅危惧種（E）として掲載
- ・環境庁第2次レッドリスト（1998）において絶滅危惧ⅠB類（EN）として掲載
- ・環境省第3次レッドリスト（2006）において絶滅危惧Ⅱ類（VU）として掲載
- ・環境省第4次レッドリスト（2012）において絶滅危惧Ⅱ類（VU）として掲載

（3）保護増殖事業のこれまでの成果

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

○奄美大島、加計呂麻島及び徳之島において、平成12（2000）年度から繁殖期・育雛期に自動車による夜間ルートセンサスを実施。奄美大島においては平成19（2007）年度からはマングース防除事業による自動撮影カメラが設置された。徳之島では平成24（2012）年度から、加計呂麻島では平成25（2013）年度から、保護増殖事業において自動撮影カメラによるモニタリング調査を開始している。

これらの調査の結果より、奄美大島においては一部の地域を除いて増加が見られており、平成12（2000）年度から始まったマングース防除事業の効果と考えられる。加計呂麻島及び徳之島においては、調査開始当初からの増加は見られていない。

○奄美大島において、平成13（2001）年度から標識の装着による個体識別やラジオトラッキング、自動撮影カメラによる調査等を実施し、本種の行動や行動圏、性差、年齢差等本種の基礎的な情報を把握した（石田・高1998、江田ら2014）。

○遺伝的解析より、奄美大島と徳之島の個体群、また奄美大島北部と南部（加計呂麻島含む）の個体群で有意な遺伝的相違を確認した。

○本種の生息に適した環境要因について、林相等との関係を整理。繁殖期の利用環境として、耕作地から森林まであらゆる環境を利用していることを確認した。

○本種の林道への出現は月明かりの影響を受けており、交通事故は明るい月が空高くに出ているときに多く発生することを明らかにした（水田ら2009、Mizuta 2014）。

○令和元年度よりモニタリング結果を用いた個体数推定の検討及び追加調査を実施した結果、令和3（2021）年度末時点で、奄美大島で7,520-26,247（中央値15,059）個体、加計呂麻島で309-1,083（中央値541）個

体、徳之島で 407-3,840(中央値 1,393)個体と推定された(環境省 2022)。奄美大島では増加傾向であったが、加計呂麻島と徳之島では横ばいであった。

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、生息状況の調査結果及び専門家の意見等を踏まえ、平成 29 (2017) 年 3 月に本種を含む希少種の生息重点地域を奄美群島国立公園に指定した。
- 両島において、本種を捕食することが確認されているマングース(奄美大島のみ)、イヌ及びネコの森林内における分布状況を把握するとともに、それらの排除を実施している。マングースについては平成 30 (2018) 年春以降生息が確認されていない。ノネコについては、奄美大島では平成 29 (2017) 年度に鹿児島県、5 市町村とともに「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」を策定し、徳之島では「徳之島生態系維持・回復等業務」の一環および鹿児島県や 3 町と協力し、ノネコの捕獲と発生源対策としての飼いネコ、ノラネコ対策を並行して実施している。

【3. 傷病個体の救護・飼育下での繁殖等】

- 奄美大島と徳之島において、平成 12 (2000) 年度から令和 5 (2023) 年度までの間に 18 個体が保護され、そのうち 11 個体が死亡、1 個体は予後不明、6 個体が放鳥された(2023 年度末時点)。
- 傷病個体が発見された際の体制を確立するため、平成 27 (2015) 年度に関係機関と連携して希少鳥獣の死体・傷病個体が発見された場合の作業手順を作成した。
- 令和 4 (2022) 年度に保護収容され治療等により回復した個体のうち、野生下では生存できない等の理由から放野が困難と判断され、終生飼養することとなった個体(以下、「終生飼養個体」という)の取扱いについて、関係機関と整理を行った。
- 飼育下における繁殖については、現在域内の生息状況が改善されているため、実施していない。

【4. 生息地における監視等】

- 地域の関係者や国、地方公共団体等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施した。

【5. 普及啓発の推進】

- 本種の生息状況、保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関して、奄美野生生物保護センターの掲示物、HP やパンフレット配布等により普及啓発を推進してきた。

【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】

- 各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体が連携し効果的に事業を実施してきた。

(4) 保護上の問題点

アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2024 年度－2033 年度）（以下、「本実施計画」という。）を策定するにあたり、アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（2014 年－2024 年）（以下、「前実施計画」という。）終了前年にあたる令和 4（2022）年度に実施計画評価会議及び保護増殖検討会にて前実施計画の達成状況について評価を行った結果、改善された点もあったが、以下に列記するようにいまだ保護上の問題点が残されている。

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- ネコ（ノネコ・ノラネコ・飼いネコを含む）の生息が確認され、アマミヤマシギの交通事故死も発生しており、これらの要因による個体群への影響を把握するため、引き続き生息密度や分布についてモニタリングの実施及び知見の集積、回収された死体の解剖による死因の究明を行う必要がある。
- 特に加計呂麻島及び徳之島においては減少要因の解明に努める必要がある。

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- マングースについては、奄美大島において現在根絶に向けて確認作業をしているところであるが、沖縄島にはまだ多く生息しているため、再侵入への監視が必要である。ネコの影響については明確になっていないが、地上性の強さや山間部だけでなく耕作地も利用することなどから、ネコによる捕殺がある程度想定されており、対策を継続する必要がある。
- 奄美大島においては、交通事故の発生は増加傾向にあり対策が必要である。
- 生息地の開発については、国立公園や鳥獣保護区を中心とした管理を引き続き行う必要がある。

【3. 傷病個体の救護・飼育下での繁殖等】

- 本種の傷病個体は治療・飼育が困難な場合が多い。

○終生飼養個体の飼育についての知見の蓄積及び取扱の整理ができることが望まれる。

【4. 生息地における監視等】

○本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行うことが望まれる。

【5. 普及啓発の推進】

○認知度が低く、地域住民への普及啓発が不足している。

【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】

○各事業への協力を得られるように、普及啓発や関係機関との連携を強化する必要がある。

(5) 実施計画を継続する理由

奄美大島及び徳之島は沖縄島北部及び西表島とともにその一部が世界自然遺産登録地となっており、とりわけ本種は両島における顕著で普遍的な価値（OUV）の証明に不可欠な存在である。保護増殖事業により、安定した個体群を維持するため、平成26（2014）年度に前実施計画を策定した。

それ以降、（3）保護増殖事業のこれまでの成果で示したとおり国立公園の指定やマングース対策の進展等により、本種の保全に関して一定の成果が得られている一方で、（4）保護上の問題点に示したとおり、保護増殖事業計画の目標である「自然状態で安定的に存続できる状態とする」と評価するには、達成が不十分な項目が挙げられた。以上のことから、保護増殖事業の終了を見据えて、活動内容の見直しと目標の再設定を行い、本実施計画を継続することとした。

2. 実施計画目標

奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島及び徳之島において、外来種、交通事故、開発等の減少要因が除去または緩和され、継続的に本種の安定した生息が確認できることを目標とする。具体的な評価については、別紙にまとめる。

3. 実施期間

令和6（2024）年4月1日～令和16（2034）年3月31日

ただし、保護増殖検討会において評価基準に照らして目標達成と判定された

場合は、計画期間の途中であっても事業を終了するものとする。

4. 実施計画目標を達成するために必要な活動内容

(1) 生息状況の把握・モニタリング等

モニタリングにより生息状況、生態学的知見等に関する情報を収集・蓄積し、生息状況の傾向等の評価を行う。また本種の生息に影響を与え得る要因や生息状況の変化について把握できる体制を整える。

活動 1-1：モニタリング調査の継続し、生息状況及び生態を把握する。

活動 1-1-1：各島において、自動車によるルートセンサス、自動撮影カメラによるモニタリングを継続し、生息状況及び生態に関する情報を蓄積する。

活動 1-1-2：モニタリング結果や学術誌等から生態に関する知見の集積を行う。

活動 1-2：効率的なモニタリング手法の検討を行う。

活動 1-3：死亡個体及び救護個体から可能な限り原因の解明等を行う。特に交通事故の発生状況について情報収集を行い、対策を講じる。また、これらの個体の組織サンプリングにより、遺伝学、病理学、組織学、形態学等の各種研究と連携し、さまざまな知見を集積する。

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

外来種等の減少要因の排除、緩和措置等の推進により、本種の生息個体数の増加と分布域の拡大を図る。特に加計呂麻島及び徳之島においては、対策を強化し、個体群が健全な状態に保たれるようにする。また、好適生息地が適正な保護管理により維持されるようにする。

活動 2-1：他事業と連携し、マングース、イヌ・ネコ等の外来種の排除または影響緩和措置を行う。

活動 2-1-1：マングースについては令和 3（2021）年度に策定した「根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるファイリマングース防除実施計画」に基づきマングースの根絶確認を行う。根絶後も再侵入がないように監視体制を築く。

活動 2-1-2：ネコについては、奄美大島は平成 29（2017）年に策定した「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき、徳之島は「徳之島における生態系維持・回復等業務」等によって山間部での捕獲作業を実施し、本種の生息域におけるネコの個体数

を減少させる。また両島ともに、関係機関や自治体と協力し、室内飼育の徹底等により、本種の生息域へのネコの侵入を防ぐ。加計呂麻島においては、関係機関に本種やネコの生息情報を共有し、対策を講じるよう調整を図る。

活動 2-2：交通事故対策や観光利用の調整、国立公園等の保護管理によって生息地を健全な状態に保つ。

活動 2-2-1：交通事故の影響やナイトツアー等による生息地の攪乱を緩和するため、関係機関、自治体等との連携を強化し、対策を進める。

活動 2-2-2：国立公園及び鳥獣保護区を適正に保護管理することで生息環境を維持し、自然公園法等の適正な執行により生息環境に影響を及ぼし得る開発計画及び行為を規制する。

活動 2-2-3：国立公園等の保護地域以外においても、周辺管理地域として、関係機関との調整と連携により、開発等の実施時に生息環境の保全への配慮を促す。

(3) 傷病個体の救護・飼育下での繁殖等

傷病個体の救護体制及び終生飼養個体の飼育体制を構築するとともに、傷病個体から得られる情報から必要な対策を検討・実施する。また、終生飼養個体の飼育体制の確保及び飼育個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集及び普及啓発の方針について検討する。

活動 3-1：関係機関・団体、自治体及び獣医師会と連携するとともに、傷病個体の救護・放野の体制を再検討する。また、傷病個体の救護と放野についての方針を運用する。

活動 3-2：傷病救護の原因に関する情報を収集し、必要な対策を検討・実施する。

活動 3-3：終生飼養個体については、他機関等と連携して生物学的特性の把握、普及啓発等への活用を検討する。

(4) 生息地における監視等

本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

活動 4-1：ひきつづき関係機関と連携して生息地における監視を行う。

(5) 普及啓発の推進

本種の保全のための普及啓発により、外来種対策や交通事故などの減少要因

の軽減を含め保全に対する地域住民等の理解や協力を促進する。

活動 5-1：本種の保全のためのウェブサイトの設置、パンフレット作成・配布、マスコミ向け報道発表を通じた普及啓発により地域住民、観光客の本種の保全への理解を深める。また地域住民や観光客向けに講演会などを実施し、調査成果を還元する。

活動 5-2：交通事故の実態把握を行い、緩和するための対策を関係機関等と連携の上進める。

（6）効果的な事業の推進のための連携の確保

本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体等との連携を強化する。保護増殖検討会においては、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、進捗状況を評価し、必要に応じて実施計画の見直しを行う。

活動 6-1：本種の保護増殖検討会や他の会議等を通して、関係機関・団体等に対して各種調査結果や保護対策に係る情報共有と集約化を行い、連携の強化を図る。

活動 6-2：毎年、保護増殖検討会において、本種の保護増殖事業実施計画の実施結果について報告し、検討委員からの改善点等に関する助言に基づき、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。また、本実施計画の目標達成度を評価し、本実施計画の継続の必要性も含めて今後の方針を検討・決定する。

5. 引用文献

- 江田真毅・鳥飼久裕・木村健一・阿部慎太郎・小池裕子 (2014) 標識個体の遺伝的性判別からみたアマミヤマシギ *Scolopax mira* の行動と形態の性差. 日本鳥学会誌 63(1): 15–21.
- 石田健・高美喜男 (1998) アマミヤマシギの相対生息密度の推定. STRIX 16: 73–88.
- 環境省 (2022) アマミノクロウサギ及びアマミヤマシギの個体数推定結果について <https://kyushu.env.go.jp/okinawa/awcc/pdf/20230601.pdf>
- 水田拓・鳥飼久裕・石田健 (2009) 月の明るさが道路上に出現するアマミヤマシギの個体数に与える影響. 日本鳥学会誌 58(1): 91–97.
- Mizuta, T. (2014) Moonlight-related mortality: lunar conditions and roadkill occurrence in the Amami Woodcock *Scolopax mira*. Wilson Journal of Ornithology 126 (3): 544–552.